

令和5年度 名護市介護長寿課 集団指導資料⑤

(令和6年3月 名護市介護長寿課 介護給付・保険料係)

令和6年度介護報酬改定 居宅介護支援（予防支援）

名護市役所 介護長寿課 介護保険料・給付係

ケアマネの基本単位数引き上げ 利用者数、区分の見直し

【居宅介護支援（Ⅰ）】

◎居宅介護支援費（ⅰ） 現行44件➡改正後49件

▽要介護1・2（現行）1076単位➡（改正後）1086単位

▽要介護3・4・5（現行）1398単位➡（改正後）1411単位

◎居宅介護支援費（ⅱ） 現行45件➡改正後49件

▽要介護1・2（現行）539単位➡（改正後）544単位

▽要介護3・4・5（現行）698単位➡（改正後）704単位

◎居宅介護支援費（iii）60件以上

▽要介護1・2（現行）323単位➡（改正後）326単位

▽要介護3・4・5（現行）418単位➡（改正後）422単位

【居宅介護支援（Ⅱ）】

（現行）ICT機器活用・事務職員配置に送受信するための
システム活用・事務職を行う事業所

（改正後）指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス
計画に係るデータを電子的員配置を行う事業所
、指定予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数

（現行）1/2換算から（改正後）1/3換算に見直し

◎居宅介護支援費（ⅰ）（現行）44件➡（改正後）49件

▽要介護1・2（現行）1076単位➡（改正後）1086単位

▽要介護3・4・5（現行）1398単位➡（改正後）1411単位

◎居宅介護支援費（ii）現行45－59件改定後50－59件

▽要介護1・2（現行）522単位➡（改正後）572単位

▽要介護3・4・5（現行）677単位➡（改正後）683単位

◎居宅介護支援費（iii）60件以上

▽要介護1・2（現行）313単位➡316単位

▽要介護3・4・5（現行）406単位➡410単位

介護予防支援費

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになります。

- ▽地域包括支援センターが行う場合
（現行）438単位➡（改定後）442単位
- ▽指定居宅介護支援事業所が行う場合
（改定後）472単位

ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

- ▶ ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から見直しを行う。

【単位数】 ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月

【算定要件】

- ◎ 自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、「人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握すること」
- ◎ 対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定せず「医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者」を対象とする

▶ 併せて、特定事業所医療介護連携加算における
ターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件
についても見直しを行う

◎ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について
(現行)

特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月
から前年度2月までの間において、算定回数 5 回以上の場合要件
をみたすこととなる

(改定後)

1 5 回以上

※特定事業所加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) のいずれかを算定していな
い月は算定できない (現行通り)

同一建物の居住する利用者へのケアマネジメント

- ▶ 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う

同一建物の居住する利用者へのケアマネジメント

(改定後) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント→ 所定単位数の95%を算定 (新設)

対象となる利用者

- ▽ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ▽ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者

居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

- ▶ 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件についてヤングケアラーなどの多様な課題への対応を促進する観点等から見直しを行う

| [単位数] | (現行) | ➡ | (改定後) |
|----------|-------|---|-------|
| 特定事業所加算Ⅰ | 505単位 | | 519単位 |
| 特定事業所加算Ⅱ | 407単位 | | 421単位 |
| 特定事業所加算Ⅲ | 309単位 | | 323単位 |
| 特定事業所加算A | 100単位 | | 114単位 |

[算定要件等]

ア. 多様化・複雑化する課題に対応するための取り

取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とする

イ. (主任) 介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する

ウ.事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する

エ.介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う

居宅介護支援 改定事項まとめ

○居宅介護支援 基本報酬

- ①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）
- ③他のサービス事業所との連携によるモニタリング
- ④入院時情報連携加算の見直し
- ⑤通院時情報連携加算の見直し
- ⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

- ⑦業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑧高齢者虐待防止の推進
- ⑨身体拘束等の適正化の推進
- ⑩ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
- ⑪テレワークの取扱い

- ⑫公正中立性の確保のための取組みの見直し
- ⑬介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）
- ⑭介護支援専門員1人当たりの取扱件数（基準）

⑮同一の建物に居住する利用者へのケアマネジメント

⑯特別地域加算、中間山地域等の小規模事業所加算
及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算
の対象地域の明確化

⑰特別地域加算の対象地域の見直し